

『稿本天理教教祖伝』は、なぜ100頁、  
「註一 古市代官所へ呈出した文書の控え」の神名部分を「(中略)」としたのか？

一虚偽と隠蔽の教祖伝、天理教史一

乍恐口上応覚 庄屋敷村 願人 善右衛門

一、私儀従来百姓渡世之もの二御座候、然ル二三十ヶ年余已前、私幼少応頃癩病(風毒)二而、足悩ミ候二付、亡父善兵衛存命中、私方屋敷内二天輪王神鎮守仕信心仕**右天輪王神与申者**

國常立尊 伊弉諾尊 國狭槌尊 伊弉册尊  
豊斟淳尊 大日婁尊 大戸道尊 泥土煮尊  
大戸邊尊 沙土煮尊 面足尊 惶根尊 册册

**右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候由、亡父善兵衛代より承傳居心信心仕来り今二不絶信心仕居候義二御座候、**然ル二右信心之儀諸方江相聞近来諸方より追々参詣人有之而ハ、神道其筋より故障被申立候而ハ、迷惑難渋仕候二付此度京都吉田殿江入門仕置度奉存候二付乍恐此段御願奉申上候、何卒御情因愍を以、吉田殿江之御添翰被為下置候様奉願上候、右之趣御間届被為成下候ハ、難有仕合可奉存候、

慶応三卯年六月

庄屋敷村

願人 善兵衛 同村年寄 庄作  
同村 平右衛門 同村庄屋 重助

服部庄左衛門様

(備考 後の方の「願人 善兵衛」は、「願人 善右衛門」の誤記と思われる。)》(『復元』32号「史実校訂本」中二・461頁)

左の文書は慶応三年に吉田神祇管領の裁許状を得るため、庄屋敷村の領主であった藤堂藩の添書を依頼するために、古市代官所に提出されたものです。この文書は『稿本天理教教祖伝』百ページにも出ています。ただ、赤字〈太字〉の部分は(中略)となっていて省略されています。なぜこのような表示の仕方がされたのでしょうか。その原因を探るのが今回のテーマです。

省略された「神名」の部分はこの文書の中でかなり重要な意味を持っていると思われるのですが、省略されている『稿本教祖伝』のものから、そこに問題点を見出した論文があります。それは『天理教教団組織の研究』(菱山謙二.1976)で出願者が教祖の息子善右衛門＝秀司であることから、教祖と秀司の間で考えにズレがあり、「組織体そのものが独自の自己運動を始めたもの」をしています。この指摘は「天理教教団組織」の本質を突くものです。この論文を読みながら、今回のテーマを追ってみましょう。

『天理教教団組織の研究』は、1976年と翌77年の『社会学ジャーナル』(vol.1No.1及びvol.2No.1—筑波大学社会学研究室発行)に掲載されたもので、当時筑波大学の専任講師だった菱山謙二（現筑波大学名誉教授）という方が書かれたものです。その内容を章、節の見出しを示して、それぞれにごく簡単に内容をまとめてみました。これだけ読むとまとまった内容のように感じますが、個々の部分では分かりにくい論述が続いて、菱山氏の天理教文献を読みつつ困惑する様子が行間からにじみ出ているように思えます。

『天理教教団組織の研究』〈全P41—ページ数は2回に分けて掲載されているものを一冊にまとめたとした時の論文のみのもの〉  
序〈P1〉 …… 天理教の巨大な組織化はなぜ可能であったのか。 ①教祖の開教過程と②教団の形成過程。

### I 天理教開教まで

- 1 みきの生誕と結婚〈P2〉 ……士分の地主の娘として生まれ、同格の庄屋に嫁ぎ、限度を越えた心身の苦労を背負い込む。
- 2 幕末期畿内農村構造〈P3〉 ……綿作などの商品作物の生産が増大し、農民層分解（農民間の貧富の差の拡大）が進む。
- 3 宗教的諸状況〈P10〉 ……浄土宗が強く、生家は大和神社の氏子総代、修験道も盛んで、「おかげまいり」の体験も持つ。

### II 教団形成過程

- 1 布教の開始〈P14〉 …… 中山家は没落したが、庄屋格は維持した。布教は嘉永6年の大坂、同7年のおびや許しに始まる。
- 2 天理教への圧迫と教理の形成〈P16〉  
……呪術的営業者の圧迫を避けるため、慶応3年に吉田神祇管領の認可を得る。また、みかぐらうたなどの教理の形成。
- 3 明治前期畿内農村構造〈P21〉 ……地租改正は、農民の没落の可能性を高め、みきの教えは、それに応える魅力があった。
- 4 国家統制としての天理教への圧迫〈P29〉 ……明治政府の圧力は非常に強く、妥協を求める者と教祖の間にずれが生じた。
- 5 転輪王講社の設立と講組織〈P32〉 ……組織の法的根拠を求める者は、地福寺の配下になり、講が出来、教会につながる。
- 6 応法の過程と独立教派公認〈P35〉 ……明治21年に神道直轄天理教会本部となり、明治41年、独立教派として公認される。

### III 若干の組織論的総括

- 1 教祖みきのパーソナリティの形成〈P38〉 ……当時女の自己解放は神との同一化しかなく、既存宗教はそれに値しなかった。
- 2 開教後布教までの組織化の前提状況〈P38〉 ……その期間のみきの態度と行動の列記。
- 3 教団形成過程〈P40〉 ……社会経済的構造がその教えを受け入れたが、合法化は、信者を増やす一方、教理は後退させた。
- 4 結び〈P40〉 ……みきの教えは、単なる現世利益、呪術的行為に終わっていない。しかし、合法化への傾向は、その平等観、貧民優先救済という発想を、個人の心の問題に解消する論理を宗教組織に持ち込んだ。



1-1P52—『社会学ジャーナル』vol.1No.1のP53を示す。以下同じ

「天理教の信者はなぜ多かったのか」を問題にして、その理由を考えるというのが菱山氏の論文のテーマです。菱山氏は昭和32<1957>年で信者300万という数字を挙げていますが、教内調査では200万人に達していません。たぶんこの300万という数字には年祭の団参のみに参加した一回限りの本来ならば信者に入らない人が含まれているからではないかと思えます。

天理教で最も信者が多かったのは、明治29年で、信徒数3,137,113人（『天理教史参考年表』P43—この数字の算出方法は不明）という数字が出ています。当時の日本の総人口は5千万人に及ばず、今の半分以下でしたので、非常に多かったのは確かです。

また、一新興宗教が100年以上にわたって100万人を越える信者を擁したということは他に例を見ないのではないのでしょうか。

調査年	信者総数
第3回 1956(70年祭)年	1,335,836
第4回 1966(80年祭)年	1,323,363
第5回 1976(90年祭)年	1,637,249
第6回 1986(100年祭)年	1,687,220
第7回 1996(110年祭)年	1,433,548
第8回 2006(120年祭)年	1,216,137
第9回 2016(130年祭)年	941,315

『第9回教勢調査報告』P8, 9天理教教会本部.2017

## 分かりやすい「天理教開教まで」

### I 天理教開教まで

- 1 みきの生誕と結婚 ……士分の地主の娘として生まれ、同格の庄屋に嫁ぎ、限度を越えた心身の苦労を背負い込む。
- 2 幕末期畿内農村構造 ……綿作などの商品作物の生産が増大し、農民層分解(農民間の貧富の差の拡大)が進む。
- 3 宗教的諸状況 ……浄土宗が強く、生家は大和神社の氏子総代、修験道も盛んで、「おかげまいり」の体験も持つ。

菱山氏は「I. 天理教開教まで」として立教前の状況をまとめています。

「1 みきの生誕と結婚」では、『稿本教祖伝』にあるような余計な挿話には触れず、簡潔にまとめています。

「2 幕末期畿内農村構造」は、8頁を費やして中山家が地主、高利貸し(質屋)、商人(綿屋)を兼ねていたのは当時の畿内農村の持つ特質であったとし、棉栽培の生産力向上のため干鰯などの金肥が大量に使われていたことなどを指摘し、『天理市史』や畿内農村の研究書などをもとに記述しています。

「3 宗教的諸状況」も当時の大和では浄土宗が勢力が強く、みきも五重相伝などを受けたこと、また、神道、修験などの民間信仰や「おかげまいり」についても触れ、当時「神がかり」は一般的な現象で、女性が既存の制度の枠を越えるためには神の権威をもってする以外になかったと結んでいます。

この「I. 天理教開教まで」は大変に分かりやすい記述です。それは主に一般の歴史書などの内容に依っていることと、天理教文献を使う場合も、史料などの客観的なものに依拠しているためでしょうか。

## 1 みきの生誕と結婚 ……士分の地主の娘として生まれ、同格の庄屋に嫁ぎ、限度を越えた心身の苦労を背負い込む。

みきの入嫁先である中山家は、現在の天理教本部のある庄屋敷村で、その三〇戸たらずの小在所の地主で、村の年寄役をつとめている。みきの結婚は文化七(一八一〇)年九月一五日で、一三歳の時であった。夫の善兵衛は当時二三歳。前川家と中山家はほぼ同格の庄屋筋の家格である。この入嫁は娘分としての中山家入りで、正式の結婚は二年後の文化九(一八一二)年である。／ 結婚後は庄屋格の「家」としての制約、また耕作地主の主婦としてはげしい労働をしなければならなかった。1-1P53

「教祖伝」(『稿本教祖伝』のこと)には、みきの主婦としての重労働も美化され、「ひながた」として示されることになるが、しゅうと夫婦につかえ、夫につかえ、家事の処理をし、使用人の監督や野良仕事など、「家」という制度の中で、何でもしなければならなかったのである。こうした重労働と自己犠牲は当時の農村社会の、さらに拡大すれば、封建社会における女性の地位の問題として考えられる。日本の婦人の問題を考える場合、家族あるいは家の問題から考えていかなければならない。1-1P53

みきも嫁としての仕事を人一倍はたしたので、一六歳の時に「へら渡し」を受け、主婦の座につき、生活の切りまわしの権限をまかされた。しかし、このことは、さらにみきの責任が重くなったことを示しており、一六歳という若い女性にとって、限度を越えた心身の苦労を背負いこむことになったものと考えられる。1-1P54

## 2 幕末期畿内農村構造〈全10頁〉・・・綿作などの商品作物の生産が増大し、農民層分解(農民間の貧富の差の拡大)が進む。

近世末期畿内農村地域は、当時高度な商品性を持つ油の生産材料としての菜種の栽培とまた油の生産材料にもなり綿糸の原料でもある棉の栽培が広く行なわれていた。／ みきの入嫁先である中山家も棉の栽培と同時に織物(大和木綿)も製造、また大阪方面に販売もしており、さらに諸種の証文からみて高利貸としての性格をももっていた。／ こうした中山家におけるような、庄屋格の家であり、また地主・高利貸・商人といった性格を同時的に持つ傾向は、幕末期先進農業地帯の持つ特性において考えられる。／ 当時、棉花とその加工製品の商品価値は高く、生産力の向上のために、干鰯・油粕・干粕などの金肥が大量に使用されていた。／ 綿作とともに織物(大和木綿)もさかんで、早くから問屋制マニユファクチャアが発達しており、村落社会への商品経済の侵入は、村落共同体の基底である自給経済を解体させつつあった。また、領主的土地所有による諸種の実質的な意味においての制約が後退し、生産力の上昇にともなって萌芽的利潤の形成もみることができる。／このような経済的条件によって、1-1P54先進農業地帯は、一方に利潤の蓄積が可能となり上昇する農民層と、他方に価格の上昇する肥料や農具の購入、また賃労働者化した農業労働力雇用などによる出費の増大によって貧窮化し、経営上の失敗や災害などを契機に没落する農民も増加し、全く土地を持たぬ農業賃労働者も多数出現するにいたっている。 1-1P54

以上のような経済的・社会的不安は、村内の階級対立を激化させ、組織だった農民一揆を多発させている。特に商品経済が発展するにつれて農民層分解は深化し、共同体的諸規制が弛むとともに、中農部分を軸とする村役人や地主層に対する一揆が生ずるまでにいたる。また、在方にもマニユファクチャアの生じていた畿内地域では、領主に保護されていた「特権商人」に対する一揆も生じ、打ちこわしにまで発展するものもあった。

中山家も、在方の商人的地主であり、また庄屋という性格のもとに、増大し激化する農民一揆などの状況には常に注意を向けている必要があったろうし、みきはこうした大衆的な農民一揆の展開される状況、急速な社会変動の状況に直面していたわけである。 1-1P59

このような社会経済的視点は、『稿本天理教教祖伝』には欠落している。「みかぐらうた」を読むときには、このような視点は大変重要でしょう。

### 3 宗教的諸状況 …浄土宗が強く、生家は大和神社の氏子総代、修験道も盛んで、「おかげまいり」の体験も持つ。

みきの生家、前川家は浄土宗の熱心な信者であり、みき自身も十二、三歳の頃には浄土和讃を暗誦しており、結婚後一九歳の時(文化一三年)南隣りの勾田村にある中山家の檀那寺浄土宗善福寺で、七日間の伝授会に加わり、浄土宗信者に与えられる最高の伝授とされる五重相伝をうけている。／－中略－／

浄土教以外に、みきの宗教的な体験は神道・民間信仰・また「おかげまいり」など多くの体験を持っている。

みきの生家である前川家は大和神社の氏子総代をつとめ、みきの母の実家長尾家は大和神社の「みこ」を出す家系であった。この地方は、南に畝傍・耳成・香具の大和三山があり、日本古代文化の地、飛鳥京跡がある。また大和神社の南には大神神社、丹波市には石上神社などの古社がある。

民間信仰としては特に修験道が盛んで、南には修験道の本拠大峰山があり、村々には山伏が住んでいて、祈禱や呪術的なまじないなどが行なわれていた。／－中略－／

文政一三年の「おかげまいり」の施行の特徴は、封建支配者層が施行にのり出していることである。この大群衆の多くの者は、日常的に抑圧された民衆が、伊勢神宮の神徳を理由に一時的な解放状態をつかんだもので、幕末期の支配者にとってこうした大群衆の移動は危機感を生じさせるできごとであった。このことが、支配者層の施行となり、逆に一揆などにみられる幕藩体制への反抗が宗教的な自己満足的解放感へそれてしまったものとも考えられる。

中山家の支配する村が属する藤堂家では、「おかげまいり」に参加している百姓を保護するように領内に布令を出しており、中山家も支配末端の村役として、施行の為に動かざるをえなかったであろうし、みきにとっては、主婦としての重圧からの神の権威を前提とした解放状態として受けとめられたものと考えられる。1-1P61

みきが「神がかり」の状態になったのは天保九(一八三八)年のことで、この時点が開教の時点と考えられる。

近代以前の社会において、「神がかり」は一般的な現象であった。みきが神がかりにいたりつく前提の要因としては、みきの生活史の多くのものが考えられる。／－中略－／ みきにとって既存の諸宗教も民間信仰も一時的な精神的解決になりえても、結局は何らの解決をも持たさなかった。みきが意識するしないにかかわらず、結局根本的な解決は既存の制度的枠を乗り越えることであったが、当時の女性の地位からして、神の権威をもってする以外になかったものと考えられる。1-1P64

## Ⅱ 教団形成過程 1 布教の開始

### 没落したが庄屋格は維持

#### 1 布教の開始

中山家は天保一〇(一八三九)年頃(神がかり後)からしだいに経済的没落をしはじめ、安政二(一八五五)年には完全な没落状態となった。

(注)「安政二(一八五五)年頃、みきは最後にのこった田地三町歩あまりを、同じ村の足達重助へ一〇年の期限で年切り質に入れている。」(「天理教」青地、前掲、一〇〇頁)

この没落は、天保改革がもたらした経済政策の変動や、先進農業地帯での急速な農民層分解を基底とした小地主の没落であるが、この没落を生じさせた契機として次の点が考えられる。みきが神がかり後、家事や耕作労働もせず、また誰かれかまわぬ施与などが考えられる。こうしたことが、みきにとって可能であったのも、神の権威の背後に、当時の社会制度から一定程度脱け出していたからにはほかならない。しかし、こうしたみきの行動に対し、夫善兵衛や、家族、また親族の者から強い反発を受けているが、みきは徹底した反抗を行ない、屋敷を取り払えとまで迫っている。しかし、経済的には没落したが、庄屋格としての家格は維持しており、天理教教団組織の性格の一端をみることができる。

(注)「一八五五年(安政二年)夫の死亡時には、田地三町歩を年切質に入れ、長男は青物行商、五女は糸紡ぎをして生活せざるを得なくなっているのであって、維新前後には、貧民(貧農ではなくて)に転落していたのである。ここで注意しなければならないことは、落ちぶれても、婚姻関係は家格を維持していることであって、たとえば長男は庄屋格地主の娘(前妻)、高利貸地主の娘(後妻)と結婚し、長男の庶子は質屋に養子に行っているのである。」(「宗教教団の成立過程—天理教の場合—」高木宏夫、東洋文化研究所紀要第六冊、二八一頁) 1-1P65

立教後、教祖は「貧に落ち切れ」と施しをしたので、中山家は没落したというのは、天理教の通説です。菱山氏もこの説を受け入れるわけですが、「幕末期畿内農村構造」でこの時期の特徴は貧富の格差の拡大であるという立場からすれば、「農民層分解を基底とした小地主の没落」と考えたい。それがまず最初に来て、次に『教祖伝』の理由が書かれています。ここで注目する点は、「経済的には没落したが、庄屋格としての家格は維持」していたとすることで、(注)にあるように、秀司の前妻(医者之家に修業に行き、その娘と縁が出来たが、教祖の振る舞いに驚いてすぐに帰ってしまったという)も後妻(まつえ)、長男の庶子(秀司の息子の音次郎)も同格の家です。前妻の時は没落する前、後妻と音次郎の時は復活した後とすれば理解できますが、そもそも「没落したが庄屋格は維持」というのはおかしい話なのです。



# 中山家の経済状態—中山家は本当に没落したのか

## — 秀司が商売に失敗する前に、教祖の活動からの収入が入るようになっていた —

年	項目	『稿本天理教教祖伝』	史実	中山家の経済状況
1838〈天保9〉	立教	所有田地、記載なし	3町歩(M14.手続上申書)	地主で綿屋、質屋を営む
		嫁入りの荷物、食物、着物、金銭を施した	嫁入りの布団は子、孫に引き継がれ現存する	善兵衛は仕事を継続 田地3町歩は保持
		家形の瓦降ろし、高塀取払い	年代不明、資料なし	1847〈弘化4〉年頃から針子を取る
1853〈嘉永6〉	善兵衛没	家形取毀ち	安政2年頃に近在に売却	
1854〈嘉永7〉		おびや許しはじまる	娘がお屋敷で出産	教祖にお礼が入り始める
1855〈安政2〉	秀司、商売失敗	最後に残った3町歩を質入	田地質入、家売却し3反残る	
1857〈安政4〉			中田儀三郎入信(最古説)	
1861〈文久元〉			秀司、金品貸借の記録残す	秀司は質屋等の仕事を継続
1864〈元治元〉		安堵村飯田家へ出張滞在	安堵村飯田家へ出張滞在	教祖、5両を自由にできる収入有
〃	つとめ場所ふしん	費用負担役割決定 第一次大和神社事件	普請費用支払われず 慶應元年11月に道具返還	
1867〈慶応3〉		秀司、吉田神祇管領裁許状取得		教祖の収入が秀司管理となる
1868〈慶応4〉			『辰年大寶恵』(賽銭覚書)	賽銭、一日60人×米1合

### 第三章 みちすがら

月日のやしろとなられた教祖は、親神の思召のまに、「貧に落ち切れ。」と、急込まれると共に、嫁入りの時の荷物を初め、食物、着物、金銭に至るまで、次々と、困って居る人々に施された。（『稿本天理教教祖伝』P23）

その日、こかんの一行は、早朝に庄屋敷村を出発して西へ向い、龍田村を過ぎ十三峠を越えて河内に入り、更に西へ進んで、道頓堀に宿をとり、翌早朝から、往来激しい街角に立った。／「なむ天理王命、なむ天理王命。」（『稿本天理教教祖伝』P33）

《自分宅ハ廿五六ヶ年以前ハ素ト**相當之百姓ニテ耕地モ三町程所有**致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相營兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失ラ生シ候ニ付其迹来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、**三反餘リ之耕地ヲ残シ置聊生活ヲ相凶リ貳三ヶ年休業罷在候處**其後復々残耕地ヲ抵富ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相營ミ候處商法上萬事利運ニ向イ  
（**丹波市分署宛、手續上申書。明治十四年十月八日、中山マツエ、外四名**）（天理教管長家古文書）》（『復元30号』P239）

「貧に落ち切れ」の話は、『中山みき研究ノート』〈P73.八島英雄.1987〉が主に「明治14年手續上申書」を根拠に否定しています。「中山家の経済状態」の表からも、安政2年までは3町歩ほどの田地を所有し、またその頃から教祖の布教活動も始まって、いくらかのお礼なども入るようになっていたのではないかと思います。

安政2年頃に秀司が大坂で米相場か何かで失敗し借金をこしらえて帰れなくなり、中山家で金策をしてこかんが大阪に迎えに行ったという話があり、これが後に、教祖伝が書かれる時に、嘉永6年の「神名流し」の話になったとこれも『中山みき研究ノート』〈P78〉にあります。

「施し」による没落ではなく、秀司の米相場の失敗に財産を失う原因があるとするれば、経済活動が自由になっていく当時の時代背景がもたらしたものであり、菱山氏が論文全体の4分の1を費やした「幕末期畿内農村構造」によるものといえます。

また、秀司の失敗にもかかわらず、中山家の家格がさほど変動しなかったのは、教祖の「宗教活動」が徐々に軌道に乗り始め、経済的にも対外的にも戸主である秀司よりは教祖の方に中山家の中心が移りつつあったと考えられます。この後の動きを先取りすれば、教祖中心の中山家を、その宗教活動の名義人を秀司にすることによって再び中山家の中心に秀司が入り宗教活動で得た利益を自分のものにするのであったわけです。

## 2 天理教への圧迫と教理の形成

…呪術的営業者の圧迫を避けるため、慶応3年に吉田神祇管領の認可を得る。また、みかぐらうたなどの教理の形成。

天理教をめぐり、以上のようないざこざ(山伏などがお屋敷を訪れ嫌がらせをした等)が続き、また小泉不動院からの訴えもあり、古市代官所は、慶応二年、みき達を呼び出して事情聴取を行なっている。このことは単にいざこざが起きたということばかりでなく、みきの名が多くの人々に知られ、また増加しつつある信者など明治維新を目前に、体制の維持する側にとって、みき達の動きに注意をはらわざるをえなかったものと考えられる。また、このことは、天理教の勢力が、そうした反応を生ずるまでに発展してきたことを示している。

諸種の圧迫を受け、また代官所の取調べと続き、慶応三年六月、吉田神祇管領に出願し、神道系の一派として天理教は認可されるにいたった。しかし、古市代官所への提出文書には、出願者が善右衛門(長男の秀司)となっており(古市代官所へ提出した文書の控、前掲、「教祖伝」一〇〇頁)、みきの考えと、長男秀司の考えとの間でズレが生じていたものと考えられ、このことは、みき個人の考えよりも、すでにこの時点にいたるあたりから、組織体そのものが独自の自己運動を始めたものといえる。すなわち、教祖がより神格化され、みきの個性を離れて、より象徴化されたものへと移行していく、その始まりであり、また、組織化された信仰集団に対して社会的な反応が強くなったことにより、必然的に生ずるものともいえる。1-1P68

ここに最初に紹介した古市代官所への提出文書のことが出てきます。その経緯として『稿本天理教教祖伝』には「庄屋敷村の生神様の風評」が広がり代官所は慶応2年頃「お屋敷からの一行」を呼び出し話し合いをした末、吉田神祇管領への出願が決まったとあります(P96)。ここには「誰が」が明記されていません。ところが菱山氏は「みき達を呼び出して」と書いています。この辺の記事が出ている『復元32号—史実校訂本中二』には、父親が代官所の役人だった当時8歳だった人の話として「教祖が来た」とありますが、菱山氏がこれを読んで書いたとは思えません。『稿本教祖伝』はわざとその辺をぼかしているのです。『稿本教祖伝』は裁許状取得後の教祖の言葉として「吉田家も偉いようなれども、一の枝の如きものや。枯れる時もある」と記しています。教祖はこの件について好意を持っていなかったわけで、もし教祖が代官所に行っていれば、話は決裂していたと思われる。では誰が行ったのか、『復元32号』には秀司が2, 3年の間に2, 3回来たという記述もあります。

菱山氏は教理の形成ということで、四つの資料を並列的に取り上げます。①「みかぐらうた」第一節〈あしきをはらうてたすけたまへ てんりわうのみこと〉第二、三節 及び よろづよ八首(第四節)、12下り(第五節) / ② 人間創造神話としての「泥海古記」 / ③ 現『天理教教典』 / ④「おふでさき」。

この四つの資料をまとめた説明はありません。それを簡潔にまとめることは誰にとっても無理なことでしょう。

ここでは教理の形成について分かりやすくするために、「教祖と秀司の間でのズレ」という視点から、教理を年代順に整理してみました。

①みきが教理を文字として書きしるした最初のもは、慶応二年「あしきはらひ」の歌で、これは「つとめ」の歌としてもちいられる。…… 慶応三年に「十二下り」の歌を作成。明治三年「よろづよ八首」の歌を作成し、「十二下り」の歌の最初につけ加え、これに節付けと振付けを行ない、「みかぐらうた」として完結させている。1-1P68

②教理の基本的な構成を知るには、さらに人間の創造神話である「こふき(泥海古記としても知られている)」を加えなければならない。(注)「十神の神名および創造神話は、資料的には八一年(明治一四年)の『こふき』本(和歌体・説話体の二種)が最も早い。(原注)みきは明治初年から『こふき』を教義の基本をなすものとして強調しており、その主要部分は、幕末にすでに形成されていたようである。」「近代民衆宗教史の研究」村上、前掲、一三三～一三四頁) (原注) 中山正善「こふきの研究」参照。1-1P70

③天理教の教理の概要を次に示しておく。(『天理教要覧』からの引用と思われる現『天理教教典』の要約文が提示されている。) 1-1P70

④「おふでさき」は、第一号が明治二年の正月に記されており、第一七号明治一四年まで続く。この天理教の原典の「おふでさき」も当時の社会状況が表現されており、それらの現像のとらえかたや解釈は、上記に示した基本構造による。この「おふでさき」については、後節において、当時の社会状況を記述する中で、関連するものをいくつか取り上げることにする。1-1P71

## 教祖と秀司（「宗教」的活動）

年	教祖	中央は双方にかかる事柄、あるいは詳細不明	秀司等（神道系）の教え
1854〈嘉永7〉	おびや許しく娘がお屋敷で出産－従来の習慣に囚われない		
1855〈安政2〉			秀司、商売失敗、田地質入、家売却、3反残る
1857〈安政4〉	中田儀三郎入信（最古説）		
1861〈文久元〉	教祖の活動が知られ、多数の人が中山屋敷などに来始める。		秀司、金品貸借（商い）の記録『萬覺日記』－「陰陽道による方位と日の忌」を記す。
1863〈文久元〉	薬いらぬ、祈禱するにおよばぬ（飯田家での言葉）		
1864〈元治元〉	・安堵村飯田家へ出張滞在、修験者の求めに応じ吉田神祇管領裁許状〈こかん名義〉費用5両支払う。・つとめ場所普請許す。		山中忠七、山澤良助入信。
	<b>普請の費用集まったが支払されず、通説は第一次大和神社事件（神前でつとめをし留め置かれる）で信者の足が止まったとする。慶應元年11月付の道具返還史料が残存。1981年に守屋筑前宮司の村屋神社からこかん名義裁許状見つかる。</b>		
1865〈慶応元〉			秀司名義の裁許状取得の活動始める。
1866〈慶応2〉	<b>みかぐらうた第一節出来る？</b> ‹‹史実の裏付けがない››		

年	教祖の教え	中央は双方にかかる事柄、あるいは判断保留	秀司等(神道系)の教え
1867<慶応3>	「みかぐらうた(12下りの部分)」制作		秀司、吉田神祇管領裁許状取得(守屋筑前、山澤良助同行)、12神社の祭神12神を合わせて天輪王神と唱える、教祖の収入が秀司管理となる。妻子3人を中山屋敷に住ませる。
1869<明治2>	『おふでさき』1, 2号執筆。屋敷の掃除、秀司を「上」と呼び、それとの和解を求める。1-19、2-2など。		
1873<明治6>	『おふでさき』3号執筆(国と教祖の教えの違いを思案せよ3-148)		つとめ場所で教導職(石上神宮神職)による「三条の教則」説教を実施。
1874<明治7>	弟子二人、大和神社の祭神を尋ねる(6月に御神体を3種の神器に替えている)		
	<b>12月奈良中教院の手で、お屋敷内の幣帛、鏡、御簾、及び木製かんろだい関連の道具が取り払われた。</b>		
1880<明治13>	「おふでさき」15号執筆(秀司の死に言及15-88)		転輪王講社設立
1881<明治14>			秀司4月没。こふき本「和歌体十四年本」(山澤良助)
1882<明治15>	<b>みかぐらうた第1節記載本の最初 &lt;&lt;第1節が確実に行われるようになったのは大正4年以降&gt;&gt;</b>		
1886<明治19>	櫟本分署に拘留(仲田、榊井も同様)		
1887<明治20>	かぐらづとめの実施を迫り、実施後身を隠す		
1888<明治21>			神道天理教会設置願東京で認可
1903<明治36>			『天理教教典(明治教典)』完成
1908<明治41>			一派独立

年	教祖の教え	秀司等(神道系)の教え
1928<昭和3>	『おふでさき附釈義』公刊。(「釈義=註釈」が付されることで、教祖の教えが歪められている)	
		『泥海古記附註釈』岩井尊人(教祖の口授とし、古記話の他に、十柱の守護、天理王命、病は埃等の章立て)
1949<昭和24>	『天理教教典』公布(「神」について「第3章元の理」は2+8神説、「第4章天理王命」は1神説。教理は明治45年「三教会同と天理教」で示されたものを踏襲)	
1956<昭和31>	『稿本天理教教祖伝』発行	

## 四つの資料の問題点 ①みかぐらうた第一節《あしきをはらうてたすけたまへ てんりわうのみこと》成立時期の問題

中山正善氏は第一節は明治15年以降の成立としている。それに対して永尾広海氏は、正善氏の死後、単に記録上表れなかったただけだとして慶応2年説を主張している。

『続ひとことはなし その二(昭和27年「みちのとも」連載)』P81～82

### 第1節の成立を、明治15年以降としている。

《明治十四年の私刊本以前の写本にあっては、第五節のみを内容としていたものようである。

明治十四年刊行の天恵組版に至って、はじめて、第四節が第五節の頭首に加わり、末尾に第二節と、第一節及第三節を合せて一つとした二節が加わり、発行されている。

この第一節と第三節を一つにされたのは、

あしきはらいたすけたまい

いちれつすますかんろふだい

のおうたであって、これが第一節及第三節の古い形であったのが、明治十五年の所謂“模様替”の史実の結果、上の句、下の句にそれぞれ下の句上の句が加わり、語尾も多少変更されて、

あしきをはらうてたすけたまへ

てんりわうのみこと

第一節

あしきをはらうてたすけせきこむ

いちれつすましてかんろだい

第三節

の二節になったものと考えらる。》

「みかぐらうた本研究の諸問題について(上)P19～21」

『天理教校論叢16号』永尾広海著1980(昭和55年)

『続ひとことはなしその二』の後、新資料として、No13・No14、及びNo16が発見されて、筆者としては、この点については考え直して頂くべき余地が生じたもの、と判断していただいております。なぜならば、No13は、真明組(大阪)の講元井筒梅治郎の自筆本であり、おちばに帰って直き直き教祖からお教えを受け、かんろだいの石出しにもひのきしんにいそしんだ方であり、明治十四、五年頃の手記であるNo13は、資料的には高い評価を持ち得ると思うのであります。その中に、明らかに、十柱の神名に引きつづいて、

あしきはらいたすけたまい てんりんをゝのみこと

が記されていて、しかもてをどりのおうたより先に記され、今までの発見本中、このおうたに関しては最も古いものであります。

—中略—

あえて私見を述べさせて頂くならば、第一節は厳然と伝えられているが、明治七年、中教院における神名取消しの一件が、信者のあいだに影響をもって伏在し、第一節が記録上に表われなかったものと思われます。



## ②「泥海古記」の問題

昭和3年、『おふでさき附釈義』が教会本部から公刊された時、同時に『泥海古記附註釈』が道友社から発行されています。この本はその「凡例」に、「泥海古記」は教祖の口授で、「御本部の原本＝正冊」をもとに作成したと記されていますが、これは間違いで、「増井所蔵十六年本」といわれるものを元本にしていることが判明しています(『こふきの研究』P5)。「泥海古記」の神観は「2(月日2神)+8(道具8神)神=(総称として)天理王命説」です。昭和4年版の『天理教綱要』の「第三章天理教基本教義書」には、「泥海古記」を筆頭に「みかぐらうた」「おふでさき」「おさしづ」の順で「教典(明治教典)」は入っていません。昭和8年版では「教典(明治教典)」が「おさしづ」の後に追加されています。これは対外的な事情でしょうか。「教典(明治教典)」は「十柱の神を総称して天理大神」説ですから、「2+8神説」の「泥海古記」と異なるわけで、「泥海古記」は教祖の口授という立場からすれば、並立しないということでしょうか。「泥海古記」が天理教原典から外された現在も、「2+8神説」が教内の主流です。ただこれは<「泥海古記」は教祖の教えか>という問題を孕んでいることを忘れてはなりません。

釋註附記

護守御のまさきおの實

釋註附記古海泥

しなば記古

### 『泥海古記附註釈』の神観

#### 第一章 古記ばなし

此の世の元なるは泥の海人間もなく世界も無く、たゞ泥の海ばかり。その中に龍と蛇とがゐりました。

その龍といふのは頭一つ、尾一筋の大龍であります。蛇といふのは十二の頭、三劍の尾の大蛇であります。

神といふのはたゞ右の大龍大蛇のすがたとおぼしき二神おはすばかり。是れ天の月さま日さまとあらはれ給ふ御神にて、此の月さまといふはくにとこ立ちの命と申す男神様であります。日さまといふはおも足るの命と申す女神様であります。

#### 第二章 十柱の御守護

人間を創造へ之を御守護下される親たるの御神は月さまと日さまであることをお教へしました。の御名をくにとこ立ちの命『おも足るの命様』と申します。

この二柱が人間創造のとき使うた八つの道具衆に神名をお授けになりました。そして都合十柱の神様として、此の世の元の親様の十全御守護を下されるのであります。それでこの

#### 第三章 天理王命

天理王の命さまと申すは元たる實たるの親神さまが現に御屋代御魂代として御教祖の御身に座し、人間にわかるやうに人間の言行に現はし給うた、その十全の御守護御性分の總體にておはしますのであります。それで天理王命さまとは元の十柱として御守護下される御分掌神の總名總實であらせられます。太初月さま日さまと申し上げる神様にあらはれまして、人間創造のために使うた道具衆に神名をさづけ給ふ。

『泥海古記附註釈』の内容がその「凡例」からおおよそ分かります。

## 凡例

泥海古記は御教祖に初天啓（御年四十一歳天保九年西暦一八三八年）下りて、文字どほり『元、実たるの神』様の御体、御屋代となり給うてより四十六年後（御年八十六歳明治十六年西暦一八八三年）の御口授であります。即ち『元、実の神』さまの天啓のまにまに記されたるもので『ない世界、ない人間を創造』下されたる神さまの御話であります。実に天理教の発祥の大理たと共に宇宙創生の一大哲学であります。神話でありますから凡て分りよき様に譬喩話になっていますが、玄妙の天理、実たるの親としての神様の慈愛と御守護の程、拝すれば拝するにまさりて身にしみます。

御本部の正冊を台として重複、脱筆、前後しているところ、併せて文体も談話体に統一いたしました。かく整理して之を文章に編み下に補註をつけて之を掲げることいたしました。そして泥海古記の本幹を成す大系は『古記はなし』といふ通称を藉りて第一章として示します。

十柱の御守護は第二章として納めましたが、所謂『古記はなし』の本文の中に御口授正冊に挿入せられてある。それで之を抜き出しました。『天理王命』（第三章）『病は埃』（第四章）『神楽つとめとよろづ救け』（第五章）との三章は正冊の順序のまゝであります。尤も中には編整上パラグラフによっては入れかへた所もありますが、かく区切った題目を設けることによって一層よみものとして分りやすくなると考へたからで有ます。

御本部の原本を正冊と申しまして、その他御教祖の高弟『とうりよう』先生方の各写本と称せられてあるものを一括して外冊と申しました。外冊の用語は中々味のある称呼だと考へます。この名称は教内でふるくより用ひられてゐると現真柱さまより承りました。（『泥海古記附註釈』岩井尊人.昭和3<1928>年11月5日発行.道友社）

『泥海古記附註釈』が云うところの「正冊」は“増井所蔵十六年本”、であることが記されています。

“御分家中山為信先生より、自ら本部原本より筆写して下附下されたものである。私としては、これは信憑することが唯一のみちであり、唯一の信頼である。故に正冊と申すわけである”

と呼ばれている、その“正冊”を探求したのでありますが、かかる“正冊”は父様の手元に御所蔵されては居なかつたのであります。そこで“御分家中山為信先生”に尋ねましたところ、これは尊人君の独断的誤解で、筆写して送本したのは、増井りん女から借用して写したもので、今日“増井所蔵十六年本”と称しているものであったわけです。（『こふきの研究』P5.中山正善.1957 **18**

### ③ 現行『天理教教典(昭和教典)』の問題

右の図は菱山氏が描いた『天理教教典』の概要を示したもので、「社会の混乱は個人の不幸によって生ずる」という考え方以外には、社会と個人との構造的視野が全く欠如している」ときびしい評価をしています。図の中の**ポップ体**の文字は天理教の用語で、この資料用に追加したものです。

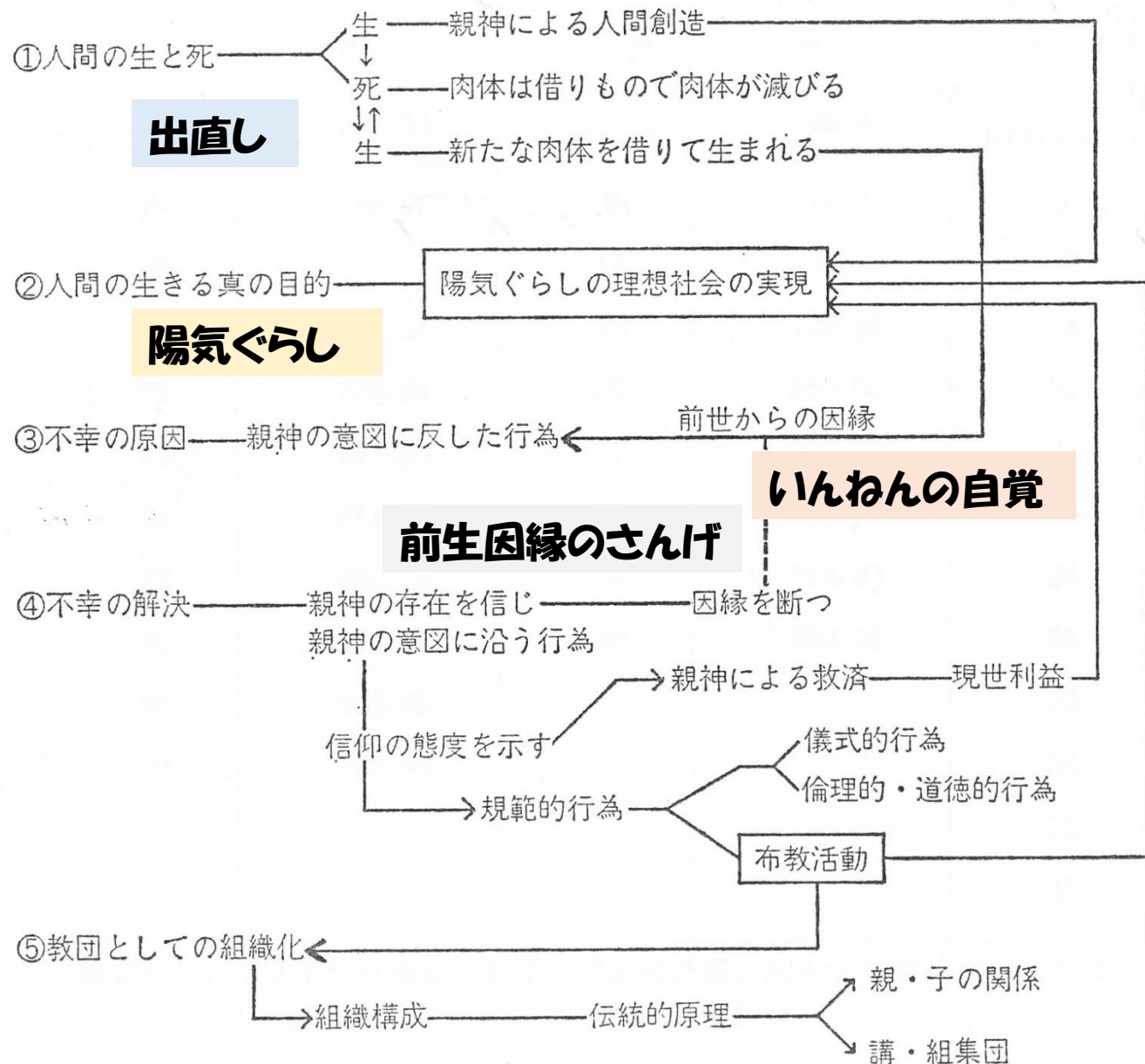
実はこの現行教典の元になる文章があるのです。それは、明治45年に道友社編纂発行となっている『三教会同と天理教』です。ただ、追加した天理教用語はここでは使われていません。

天理教の教理の概要は・・・これを分析的に図示すると、図1のようにまとめることができる。

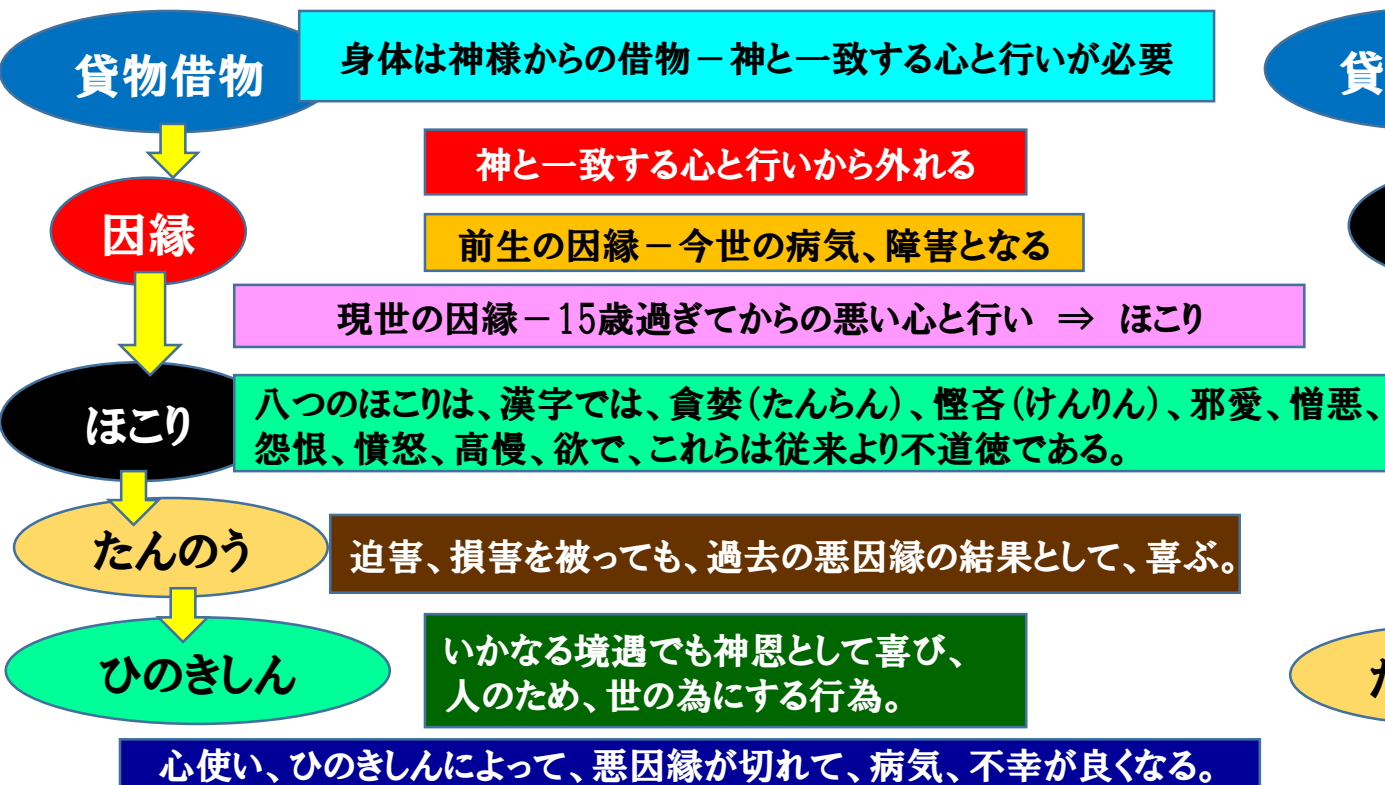
現象の説明原理は「親神の意図」であり、それを中心に循環的構造をもって展開されている。しかし、この構成の中には、社会の混乱は個人の不幸によって生ずる」という考え方以外には、社会と個人との構造的視野が全く欠如している。また、倫理的・道徳的な規範内容については天理教独自の価値規準を持たず、その時代ごとの体制的価値規準とオーバーラップし、対外的行為は体制内の秩序を保持する傾向を持つことになる。1-1P71

図 1

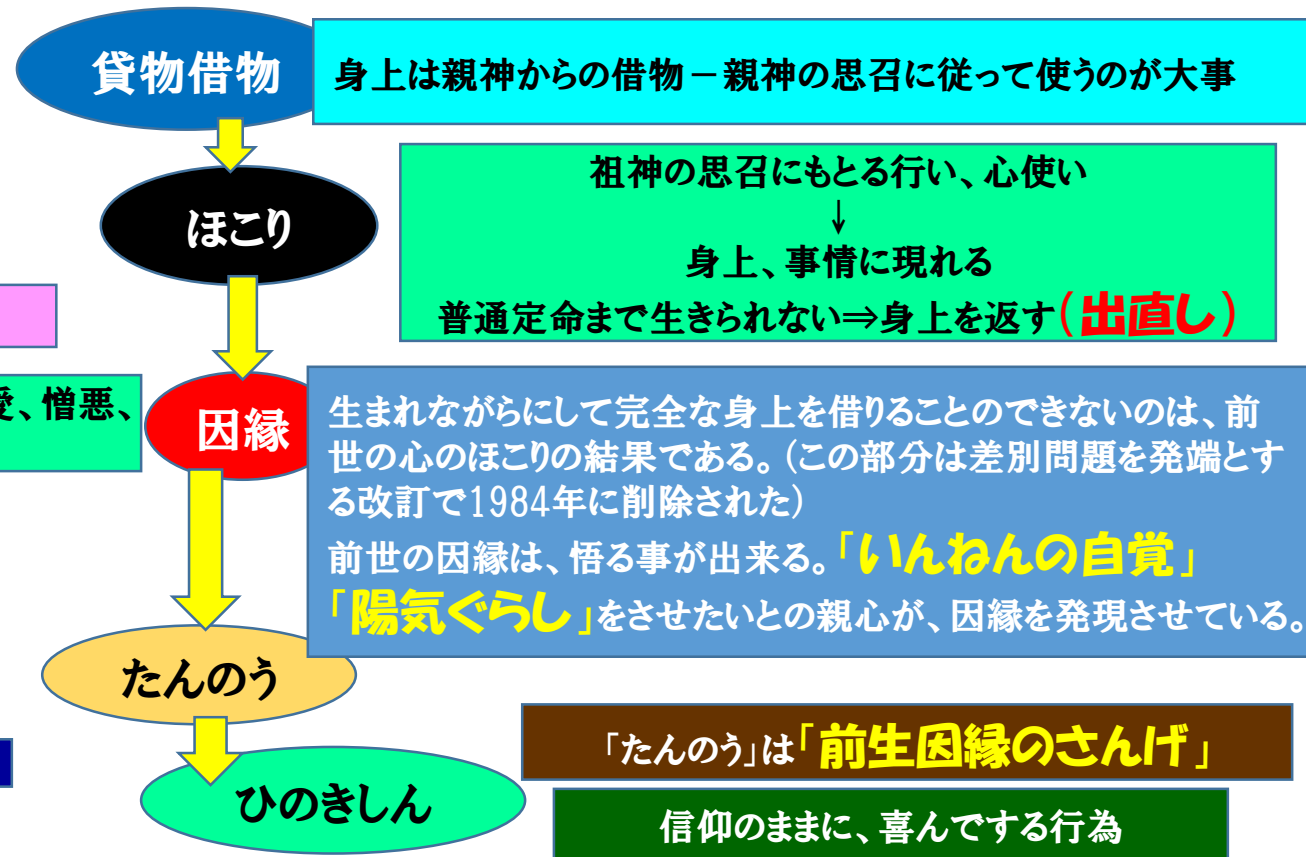
1-1P71



『三教会同と天理教』 「教理の要領」の構成



『天理教教典』第7章、第8章の構成



- ◎ 『三教』と『教典』は、構成、内容が非常によく似ている。
- ◎ 『三教』と『教典』では、「因縁」と「ほこり」の位置が逆になっているだけである。
- ◎ 『三教』になく『教典』にある用語は、主なものとして「出直し」「いんねんの自覚」「前生因縁のさんげ」「陽気ぐらし」である。
- ◎ この4つの用語は、『三教』が作られる時点では、教内用語として存在しなかった可能性がある。
  - ・『みちのとも』の「死亡」の表現を見ると「御帰幽、死去」だったものが大正5年を境に「出直し」に変わっている。
  - ・「陽気づくめ」から「陽気ぐらし」の変化も大正元年以降同6年の間にある。

# 改元とよきづくめ

今上陛下御政祚あらせられて、直ちに改元の事あり、「大正」と號せらる。『大正』は、易に「大享以正、天之道也」とあるに典據せられたるものにして、之れを大畜に見るに「剛健篤實輝光、日新其德、剛上而尚覽、能止健、大正也。」とあり。剛と云ひ、健と云ひ、新と云ひ、光と云ふ何れか皆、陽氣の意を示さる。由來我が天理教は、陰氣を退けて陽氣を尙び、消極を去つて積極に就き、汚穢を離れて清潔に向はん事を教ゆる『よきづくめ』の宗教也。

本教は、明治二十一年教會設置の公認を受けてより、年々歳々、駭々乎として進歩發展し、今や居然たる一大宗教團體とあり。これ一に、其教徒等が能く教祖の衣鉢を襲ひて、陽氣の心を持ち、陽氣の活動をなしたるが爲めのみ。然れ共、人心は稍ともすれば萎靡し、萎靡して停滯し、停滯して腐敗し、腐敗してバチルスを生ずるをせしとせず。されば陽氣の教を耳にし、陽氣の心を持せざるべからざる我が天理教徒も、同じく世間一般人の通有性を有する限り、人として免れ難き沈滯の氣の時、又、個人の中に、教會の中に發生して、進歩を妨げ、發展を害し、延いて腐爛するをからんや。

バチルスは、天より降らず、地より湧かず、各人の心の中の埃より起る。埃は微細微小にして、常に人間意識の感覺に觸れずして生じ、積り積りては大山をなすに至る。茲に於てか、平素祓除の用意、寸毫も懈怠あるべからず。固より我等は、不滅不滅、用ひて極りなき不思議の靈を神に享く。教祖の助を蒙り、教理の道を辿り、常に健、常に剛、日其德を新にせば、庶幾くは大正の時代は、我等天理教徒の上に、更に赫々たる光輝を與へ、眞に『よきづくめ』の人たるを得しめん。

『道乃友』大正元(1912)年9月号

「陽氣づくめ」から「陽氣ぐらし」への変化は、ほぼ大正元年から六年の間にある。

## 陽氣ぐらし

武谷兼信

御教祖の御遺訓に

『月日には人間はじめかけたのは、陽氣ゆさんが見たいゆゑなり』

『世界にはこのしんじつを知らんから、みなごこまでもいづむばかりで』

と仰せられたる所より察するに、最初神様が人間を御造り下されたる第一の目的は、人間に「陽氣ぐらし」をさせて、神と共に樂みたいとの御思召であつたに相違ない。然るに人間は、神様の愛子たる多數人間の間に造られたる此の世界を、吾れ一人のために造られたるもの如く誤解して、身引き身慾の

心にて、吾れさへよくば人はどうでもといふやうな自分本位の濁つた心にて通り來りたるがために、神様の御思召に背き、天理に背いたる結果、遂に病氣災難不自由といふやうな、いまはしき現象があらはるゝこととなりて、病氣に苦しみ、災難に泣き、不自由をかこつ人多くなり行き、従つて自分の思ふやうにならず、好きなやうにならぬにつけては、自然く、いづむやうになり、陽氣であるべき此の世界は陰氣となり、樂みに滿つるべき此の世界は苦みに満ちたる世界となつたのである。

御慈悲一條にてあらせられる親神様には、此の志

『道乃友』大正6年4月号

【三教会同】(世界大百科事典 第2版の解説)

明治政府による神道・仏教・キリスト教代表者の会同。日露戦争後の社会的矛盾の激化、富国強兵の国民的合意の風化に対し、政府は過激思想を弾圧し、家族国家観による国民教化にとりくんだ。内務次官床次(とこなみ)竹二郎は欧米視察で宗教の感化力の大きさを知り、日本の諸宗教を国民教化に協力させようとし、政府当局や宗教団体を説得し、この会同を実現した。1912年2月25日内務大臣原敬は政府関係者ととともに教派神道13名、仏教諸派51名、キリスト教7名の代表者と懇談し、国民道徳振興への協力を求めた。

第二編 天理教

(1) 天啓より成立ちし天理教

『三教会同と天理教』  
一九二二〜明治四五〇年  
道友社

我が天理教と稱する一新宗教は、徳川幕府の末天保九年、大和國山邊郡三島村の庄屋敷にて教祖中山美伎子が、天地に通ずるの至誠を以て神の恩寵を蒙り天啓によりて建設せられたる宗教でありまして、この天理教に於いて奉祀致します神様と申しますは、天保九年十月二十六日教祖の御身に憑り給うた神様で、其神様の教によつて開かれた宗教でありますから、之を天啓の教と申します。其天啓の教に現れ給うた神様は天理教々典に擧げられました所の、國常立命、國狹槌命、豊斟淳命、大苦邊命、面足命、惶根命、伊邪那岐命、伊邪那美命、大日靈命、月夜見命と申す十柱の神様で、之を總稱して天理大神と申すのであります。而して教祖は之を根本の神、眞實の神とも申されました。この神様は造化の大原萬有の根本にまじく

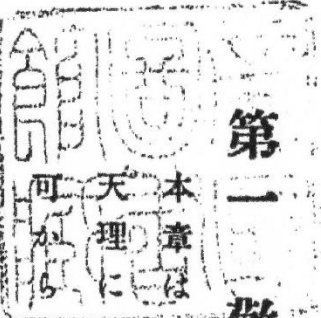
二九

『三教会同と天理教』の神観は「十柱の神=(総称として)天理大神」です。これは「2(月日2神)+8(道具8神)神=(総称として)天理王命」である「泥海古記」とは違っています。天理教にはもう一つ神観があります。それは現在の『天理教教典』「第四章天理王命」に出ているもので、「親神=天理王命=元の神・実の神」である。前の二つの神観が多神説であるのに対してこれは一神説です。そしてこの神が十全の守護をされていて、その守護の働きに「神名」を付けたというものです。「神」ではなく、「神名」であるところがポイントです。天理教にはこの3説が存在しています。

さて、『三教会同と天理教』の神観はどこから来たかといえ、『天理教教典(明治教典)』です。そしてこれに一番近い内容の天理教文書は天理大神↔天輪王神、十神↔十二神の違いはありますが、冒頭に示した「古市代官所へ呈出した文書の控え」なのです。

# 天理教教典

## 第一 敬神章



本章は天神造化成育の靈徳妙用を説て萬物調攝の天理に及び人類たるものは必ず神祇を崇敬せざる可からざる所以を明にせらる

天地の悠久にして萬物の生成化育息まざる所以のものは神明調攝の天理に依る宇宙の森羅萬象皆其靈徳の妙用に基かすと云ふよとなし而して主宰の神あり分掌の神あり各其靈徳の妙用によつて神名と表彰す概して是と天神地祇八百萬神と云ふ是と以て其靈源に遡れば即

ち一神に歸し其妙用を分ては萬神に亘る蓋し造化の大原にして萬有の根本也誰か尊仰敬事せさらむや然れとも八百萬神悉く其名を稱へて崇拜せむよとは人の能くせざる所なり故よ靈徳の最も顯著なる十柱の神と擧げて奉祀す即ち國常立尊、國狹槌尊、豊斟淳尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、大日靈尊、月夜見尊是也之と總稱して天理大神と云ふ

謹みて案するに天地未だ剖判せざるの時天神まつ成り給ひ至大至妙の靈徳を以て造化の首をなし給ふされば之を主宰の神とも稱へ造化の神とも仰ぎ奉る也次に天

## 教会本部が隠しておきたいこと

### — 「添書依頼文」は神道神観そのものであり、それを作った秀司と教祖は対立していたこと —

明治教典の原型は慶応3年の「添書依頼文」であるというよりも、共に神道思想に基づいた文書であるわけで、同一型になるのは当然のことなのです。ここで問題になるのは「教祖と秀司の間で考えにズレ」があったかどうかです。「添書」の名義人が秀司であったからという理由はその決め手にはなりません。それは、文久4年に「こかん名義の裁許状」というのが存在しているからです。この時教祖がその手数料を支払っています。教祖が同意していたわけです。

「教祖と秀司の間のズレ」は確認できるのでしょうか。

おふでさき1号に《19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶくなるよふ 20. このハほくむつかしよふにあるけれど だん／＼神がしゆこするなり》 というおうたがあります。

この2首の解釈について、天理教教会本部発行の『おふでさき註釈』は、《 註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であつた。／ 右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に歸して安定する可きを念い、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。》とし、教内外の「おふでさき」解釈はほぼこれに準じています。そのなかで唯一他の解釈をしているのが、木村善為「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的な理解と用字について」(『天理教学研究』17、昭和42年10月)です。その内容を要約すると、《『おふでさき註釈』は、「上」を、新政府のことと解釈している。しかし、この時期、天下の趨勢は、新政府の方に決しており、和睦を必要とするような勢力はない。ゆえに、『註釈』の解説には無理がある。「おふでさき」1号は、「やしきのそうじ」と「つとめ」が主題であり、19、20についても、それらに関連すると解釈するのが、妥当である。ここでの和睦とは、「内」のことではないかと考えられる。「上」も、対外的な権力者ばかりでなく、「お道の指導者層」についても言われたのではないか。『お道を、まだ、せかいなみの教えであるとさえ思って行動する内なる “上”たる者の心をしづめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう』が、19、20の意である。》となります。

「おふでさき1号」は教祖と秀司の和睦を求めていたわけで、そこには当然「ズレ」、意見の相違があったのです。

神名の部分はなぜ省略されたかというテーマに戻れば、依頼文はあからさまに神道神観そのものであることが分かってしまうからであり、また、それを作成した秀司と教祖が対立していたことも隠しておきたいことであるのです。